

新潟県建築基準法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第16号

新潟県建築基準法施行細則等の一部を改正する規則
(新潟県建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県建築基準法施行細則(昭和35年新潟県規則第82号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(敷地に係る調査書)</p> <p>第6条 知事又は建築主事は、条例第30条第1項第1号から第3号まで、第6号、第8号、第11号から第43号まで及び第46号から第56号までに規定する指定等の申請又は通知があつたときは、当該申請又は通知に係る敷地について、次に掲げる事項を記載した調査書を作成するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>法第6条第1項第3号</u>に規定する知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域の指定の有無</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(手数料の免除)</p> <p>第8条 条例第27条の規定による手数料の免除は、<u>条例第23条第1項若しくは第3項、第25条第1項若しくは第3項又は第26条の2</u>に規定する<u>手数料</u>につき、それぞれ当該手数料の額に10分の1から10分の5までの範囲内において知事が定める割合を乗じて得た額又はその全額を免除することにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(完了検査申請書に添えるべき図書)</p> <p>第9条の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号) <u>第5条</u>に規定する軽微な変更のうち別に定めるものを行った場合にあつては、<u>同令第13条</u>に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面又はその写し並びに当該書面の交付に要した図書及び書類を完了検査申請書に添えなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、<u>法第18条第20項</u>の規定による工事完了通知の場合に準用する。この場合において、<u>第1項中「第5条」とあるのは「第9条第2項において読み替えて準用する同令第5条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(工事の施工状況の報告)</p>	<p>(敷地に係る調査書)</p> <p>第6条 知事又は建築主事は、条例第30条第1項第1号から第3号まで、第6号、第8号、第11号から第43号まで及び第46号から第56号までに規定する指定等の申請又は通知があつたときは、当該申請又は通知に係る敷地について、次に掲げる事項を記載した調査書を作成するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>法第6条第1項第4号</u>に規定する知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域の指定の有無</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(確認申請手数料等の免除)</p> <p>第8条 条例第27条の規定による手数料の免除は、<u>条例第23条第1項に規定する確認申請手数料、条例第25条第1項に規定する完了検査申請手数料及び条例第26条の2に規定する中間検査申請手数料</u>につき、それぞれ当該手数料の額に10分の1から10分の5までの範囲内において知事が定める割合を乗じて得た額又はその全額を免除することにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(完了検査申請書に添えるべき図書)</p> <p>第9条の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号) <u>第3条</u>に規定する軽微な変更のうち別に定めるものを行った場合にあつては、<u>同令第11条</u>に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面又はその写し並びに当該書面の交付に要した図書及び書類を完了検査申請書に添えなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、<u>法第18条第20項</u>の規定による工事完了通知の場合に準用する。この場合において、<u>第1項中「第3条」とあるのは「第7条第2項において読み替えて準用する同令第3条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(工事の施工状況の報告)</p>

第13条 法第6条第1項の確認済証の交付を受けた建築物の工事監理者及び工事施工者は、同項第1号若しくは第2号に掲げる建築物の基礎の施工が完了したとき及び各階の主要構造部の施工が完了したとき又は同項第3号に掲げる建築物（法第5条の6の規定の適用がある建築物に限る。）の基礎の施工が完了したときは、別記第5号様式による工事施工状況報告書に省令第4条第1項に規定する完了検査申請書の第4面に添えて、当該完了の日から4日以内に建築主事に提出しなければならない。

2 (略)

第13条 法第6条第1項の確認済証の交付を受けた建築物の工事監理者及び工事施工者は、同項第1号、第2号若しくは第3号に掲げる建築物の基礎の施工が完了したとき及び各階の主要構造部の施工が完了したとき又は同項第4号に掲げる建築物（法第5条の6の規定の適用がある建築物に限る。）の基礎の施工が完了したときは、別記第5号様式による工事施工状況報告書に省令第4条第1項に規定する完了検査申請書の第4面に添えて、当該完了の日から4日以内に建築主事に提出しなければならない。

2 (略)

(新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年新潟県規則第16号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(軽微な変更に関する証明書の交付)</p> <p>第2条 建築主又は国等の機関の長は、<u>省令第13条</u>に規定する計画の変更が<u>省令第5条</u>（<u>省令第9条第2項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「<u>軽微変更該当証明書</u>」という。）の交付を求める場合にあっては、別に定める様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ<u>省令第3条第1項</u>に規定する図書のうち当該変更に係るものを添えて、知事に申請をしなければならない。</p> <p>2 知事は、<u>省令第5条</u>（<u>省令第9条第2項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当すると認めるときは、別に定める様式による軽微変更該当証明書に前項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、前項の申請をした建築主又は国等の機関の長に交付する。</p> <p>3 前2項の規定は、認定建築主が<u>省令第28条</u>に規定する計画の変更が<u>省令第25条</u>の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求める場合に準用する。この場合において、第1項中「<u>第3条第1項</u>」とあるのは「<u>第20条第1項</u>」と、前項中「<u>第5条</u>（<u>省令第9条第2項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは「<u>第25条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第3条 <u>省令第20条第1項</u>の所管行政庁が必要と認める図書は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</u></p>	<p>(軽微な変更に関する証明書の交付)</p> <p>第2条 建築主又は国等の機関の長は、<u>省令第11条</u>に規定する計画の変更が<u>省令第3条</u>（<u>省令第7条第2項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「<u>軽微変更該当証明書</u>」という。）の交付を求める場合にあっては、別に定める様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ<u>省令第1条第1項</u>に規定する図書のうち当該変更に係るものを添えて、知事に申請をしなければならない。</p> <p>2 知事は、<u>省令第3条</u>（<u>省令第7条第2項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当すると認めるときは、別に定める様式による軽微変更該当証明書に前項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、前項の申請をした建築主又は国等の機関の長に交付する。</p> <p>3 前2項の規定は、認定建築主が<u>省令第29条</u>に規定する計画の変更が<u>省令第26条</u>の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求める場合に準用する。この場合において、第1項中「<u>第1条第1項</u>」とあるのは「<u>第23条第1項</u>」と、前項中「<u>第3条</u>（<u>省令第7条第2項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは「<u>第26条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第3条 <u>省令第12条第1項</u>の所管行政庁が必要と認める図書は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</u></p> <p>(1) <u>届出に係る一戸建ての住宅について、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「<u>品確法</u>」という。）第6条第1項に規定する住宅性能評価を行った場合</u> <u>同項に</u></p>

規定する設計住宅性能評価書の写し

ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類

(ア) 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(イ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

イ 申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し

(2) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請をする場合にあっては、建築基準法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類

(2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関が、申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準と同等以上の計画である旨の認証を行った場合 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年3月国土交通省告示第489号）に規定する第三者認証による評価書（建築物全体を評価しているものであって、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているものに限る。）の写し

2 省令第23条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類

(ア) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）

(イ) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）

イ 申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し

(2) 法第35条第2項（法第36条第2項において準

用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について法第35条第1項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請をする場合にあつては、建築基準法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類

3 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類

ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

イ 登録住宅性能評価機関

(2) 法第12条第6項の規定による適合判定通知書の交付を受けた場合 当該適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項若しくは第26項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し

(3) 法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合 省令第25条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し

(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定を受けた場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し

(5) 申請に係る建築物の住宅部分について、住宅性能評価を行った場合 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し

別記

第1号様式（第4条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書

(略)

(略)	
法第31条第1項に規定する軽微な変更をした場	(略)

別記

第1号様式（第4条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書

(略)

(略)	
法第36条第1項に規定する軽微な変更をした場	(略)

合にあっては、 その内容		合にあっては、 その内容	
-----------------	--	-----------------	--

(新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年新潟県規則第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</p> <p>(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第14条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</p> <p>(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第15条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。